

第4次広島市環境基本計画（答申案）の概要

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の背景

広島市環境基本計画は、「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」（以下「基本条例」という。）に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定する計画である。

前計画である第3次環境基本計画においては、本市の環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）の実現に向けた基本目標を四つの環境区分（自然環境、都市環境、生活環境、地球環境）ごとに掲げ、様々な施策を推進した結果、温室効果ガス排出量やごみ排出量は着実に減少するなど具体的な成果が現れている。

一方、近年の環境を取り巻く状況は急速に変化しており、令和6年（2024年）の世界及び日本の年平均気温は観測史上最高を記録するなど、「地球沸騰化の時代」とも称される危機的な状況となっている。また、食品ロスや海洋へのプラスチックごみの流出等のほか、人口増加や経済発展に伴う天然資源の枯渇への懸念が国際的な問題となっており、循環型社会の形成が急務である。

こうした世界を取り巻く喫緊の課題の解決に向けては、地域における環境保全の取組を積み重ねていくことが基本であり、基礎自治体においては、地域の実情に即した施策を的確かつ効果的に推進していくことが重要である。

本市においても、豪雨による自然災害の頻発や熱中症リスクの高まりなど気候変動の影響が顕在化するとともに、食品ロスの削減など更なるごみの減量化が重要な課題となっている。このため、令和2年（2020年）12月に「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す」ことを表明し、また、令和4年（2022年）7月には「気候非常事態」を宣言し、脱炭素社会の構築に向け、地球温暖化対策に全力を挙げて取り組む姿勢を明確にした。さらに、令和5年（2023年）4月には「広島市食品ロス削減推進条例」を施行するなど、循環型社会の形成につながる取組を強化しているところであり、引き続き、持続可能な社会の実現に向けて、市民、事業者、行政等様々な主体が相互に連携・協力しながら、環境の保全及び創造に関する取組を進めていく必要がある。

これらの社会情勢や環境を取り巻く課題を踏まえるとともに、環境像の実現に向けた施策の更なる推進を図るべく、第4次環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定する。

2 基本方針

(1) 環境基本計画の位置付けの明確化及び内容の大綱化

- 環境分野とそれ以外の分野における行政計画に対する本計画の位置付けを明確化する。
- 各行政分野における個別具体的な施策の展開等を柔軟かつ弾力的に行えるよう、包括的かつ中長期的な視点を確保することを重視し、内容の大綱化を図る。

(2) 環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿の具体化・明確化

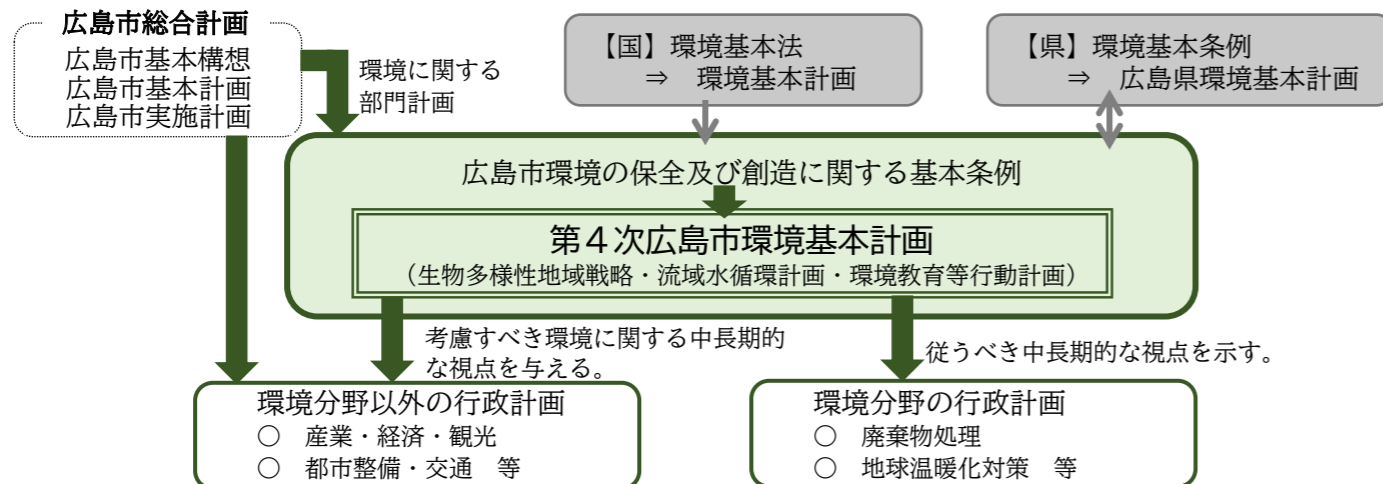
- 基本条例に定める基本理念の下、本市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿の具体化・明確化を図り、それを「環境像」として位置付ける。

(3) 総合的・横断的視点の設定

- 環境問題は様々な問題が複雑に絡み、その解決には様々な側面から多面的に捉える必要があることから、今後ますます複雑化・多様化する問題に的確に対応するため、諸施策の展開等に当たって必要な総合的・横断的視点を設定する。
- SDGsと関連付けることで、総合的・横断的視点を更に強化する。

3 計画の位置付け

環境分野の行政計画との関係では「施策の実施等に当たって従うべき中長期的な指針を示すもの」とし、環境分野以外の行政計画との関係では「施策の実施等に当たって考慮すべき環境に関する中長期的な視点を与えるもの」とする。



4 計画期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)

5 計画の対象

(1) 対象地域

本計画の対象とする地域は、本市の区域とする。ただし、本市の区域内にとどまらない環境問題について、他の地方公共団体等と連携した広域的な取組が必要となる場合がある。

(2) 環境区分

本計画の対象とする環境は、次の四つの区分とする。

ア 自然環境

水、緑、生物等、主に、自然界を構成する事象を要素として捉えた環境

イ 都市環境

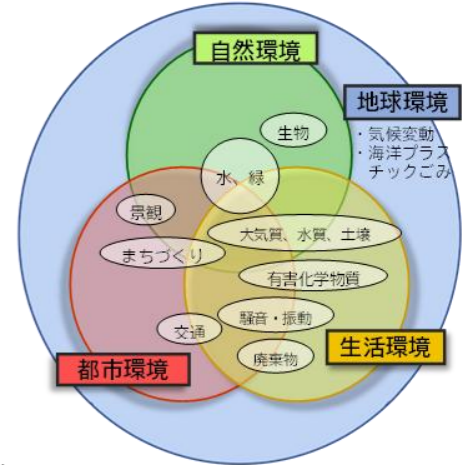
まちづくり、景観、交通等、主に、都市との関わりが深い事象を要素として捉えた環境

ウ 生活環境

大気質、水質、土壌、騒音・振動、有害化学物質、廃棄物等、主に、市民の健康や日常生活に影響を与える事象を要素として捉えた環境

エ 地球環境

気候変動、海洋プラスチックごみ等、主に、地球規模の環境問題に係る事象を要素として捉えた環境



なお、環境区分の要素のうちには、複数の環境区分にまたがり、又は他の環境区分に影響を及ぼすものが存在し、各環境区分は、相互に影響を及ぼす関係にある。

第2章 目指すべき環境像と基本目標

1 環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿(環境像)

本市は、被爆後100年、さらに、その先の時代をも見据え、市民はもとより、本市を訪れる世界中の人々が、本市の自然の豊かさや都市としての快適性を実感し、平和をかみしめることができるようなまち、すなわち、世界に誇れる「まち」を実現していく必要がある。

こうした思いや基本条例に規定する基本理念を踏まえ、本市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿(環境像)を、次のとおり設定する。

「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、
かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」

2 環境像を実現するための基本目標

近年の環境を取り巻く状況は変化しており、従来の枠組みだけでは十分に対応しきれない課題も顕在化し、特に、喫緊の課題となっている気候変動への対応や循環型社会の形成に向けた取組については、一段と強化していく必要がある。また、環境保全の取組の推進力をより一層高めていくためには、市民、事業者、行政などあらゆる主体が、環境に配慮した具体的な行動を積み重ねていくことが不可欠である。

本計画では、これまでの考え方を継承しつつ、喫緊の課題に対応するため、本市を取り巻く環境問題に即して、次のとおり基本目標を設定する。

- 基本目標1 脱炭素社会の構築
- 基本目標4 健全で快適な生活環境の保全
- 基本目標2 ゼロエミッションシティ広島の実現
- 基本目標5 環境保全に主体的に取り組む社会の形成
- 基本目標3 豊かな自然環境の保全

3 総合的・横断的視点

今後ますます複雑化・多様化していく環境問題に的確に対応できるよう、諸施策の展開等に当たって必要な総合的・横断的視点を設定する。

- 環境・経済・社会の好循環創出の視点
- 危機管理等の視点
- 社会状況の変化への対応の視点
- 広域的な連携協力等の視点

基本目標1 脱炭素社会の構築

温室効果ガスの排出を主な要因とする気候変動は、地球全体に深刻な影響を及ぼす問題であり、規模が大きい上に、様々な問題が複雑に絡み合い、その解決は容易ではない。しかしながら、人類の生存に関わる非常に重要な問題であるため、その解決に向けて国際社会が協働して取り組まなければならない。

このため、温室効果ガス排出量の削減策（緩和策）を推進するとともに、気候変動の影響への適応（適応策）や環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを通じて、各都市と連携した地球温暖化対策を着実に進め、脱炭素社会の構築を目指す。

1 温室効果ガス排出量の削減策（緩和策）の推進

- (1) 省エネルギー対策の推進
- (2) 再生可能エネルギーの導入等の促進
- (3) エネルギーの地産地消の促進
- (4) 脱炭素社会の構築に向けた社会経済システムへの転換
- (5) 代替フロン対策の推進
- (6) 二酸化炭素の吸収源対策等の推進

2 気候変動の影響への適応（適応策）の推進

- (1) 気候変動とその影響への認識・理解の向上
- (2) 気候変動リスクに対する強靱性（レジリエンス）を備えたまちづくりの推進
- (3) 気候変動とその影響に関する調査研究等の推進

3 環境負荷の少ない持続可能なまちづくり

- (1) 水辺と緑を生かしたまちづくりの推進
- (2) 環境負荷の少ない交通体系等の整備
- (3) 集約型都市構造への転換

基本目標2 ゼロエミッションシティ広島の実現

私たちの豊かな暮らしは、多くの資源とエネルギーに支えられている一方で、大量生産・大量消費の社会経済活動等により、資源の枯渇やごみの大量発生といった問題が生じている。

本市のごみ排出量は減少傾向にあるが、ごみの一層の削減とリサイクルの推進が求められていることに加え、食品ロスやプラスチックごみといった世界的な問題への対応も強化していく必要がある。

このため、ごみの減量・リサイクル等やごみのないきれいなまちづくり、プラスチックごみ対策を推進し、循環型社会の形成を図るとともに、ゼロエミッションシティ広島の実現を目指す。

1 ごみの減量・リサイクル等の推進

- (1) ごみの減量・リサイクルの推進
- (2) 食品ロスの削減
- (3) ごみの適正処理の推進

2 ごみのないきれいなまちづくりの推進

- (1) 清掃活動の推進
- (2) ばい捨て・不法投棄防止対策の推進

3 プラスチックごみ対策の推進

- (1) プラスチックごみの発生抑制
- (2) プラスチック製品のリユース・リサイクルの促進
- (3) 海洋プラスチックごみ対策の推進

基本目標3 豊かな自然環境の保全

【生物多様性地域戦略、流域水循環計画に位置付け】

本市は、百万人を超える人口を擁する都市でありながら、太田川河口デルタを流れる6本の川、南側の瀬戸内海、北側の緑濃い山々等、水と緑に代表される豊かな自然に恵まれている。

このような恵まれた自然環境を維持向上させ、将来世代に継承するため、引き続き、健全な水循環の確保、緑の保全、生物多様性の確保を通じて、豊かな自然環境の保全を図る。

1 健全な水循環の確保

- (1) 水源涵養機能の維持向上
- (2) 炭素や栄養塩の健全な循環の維持
- (3) 水辺の保全・再生・創出

2 緑の保全

- (1) 森林の保全
- (2) 農地の確保・保全
- (3) 市街地の緑の保全

3 生物多様性の確保

- (1) 生態系の多様性の確保
- (2) 種の多様性（種間の多様性）の確保
- (3) 遺伝子の多様性（種内の多様性）の確保
- (4) 生物多様性に関する普及啓発

基本目標4 健全で快適な生活環境の保全

高度経済成長期の産業型公害や安定成長期の都市生活型公害など、顕在化する環境問題に対しては、関係法令等の整備や各種対策等が講じられ、一定の成果を挙げてきた。

今後も、こうした環境問題から市民の健康を守り、快適な生活環境を維持するためには、大気環境や水環境の保全などに継続的に取り組む必要がある。

このため、引き続き、大気質や水質等の維持向上に努め、健全で快適な生活環境の保全を図る。

1 大気環境の保全

- (1) 大気汚染の状況の監視
- (2) 自動車排出ガス対策の推進
- (3) 工場・事業場の排出ガス等対策の推進
- (4) 悪臭の防止

2 水環境・土壌環境の保全

- (1) 水質汚濁等の状況の監視
- (2) 生活排水対策の推進
- (3) 工場・事業場の排水対策の推進
- (4) 水質浄化の推進
- (5) 水質保全に係る広域的な取組の推進
- (6) 土壌汚染対策の推進

3 有害化学物質等の対策の推進

- (1) 有害化学物質等による汚染の状況の監視
- (2) 有害化学物質等の発生源対策の推進
- (3) PRTR 制度による対策の推進

4 騒音・振動の規制

- (1) 騒音等の状況の監視
- (2) 騒音等発生源対策の推進

基本目標5 環境保全に主体的に取り組む社会の形成

【環境教育等行動計画に位置付け】

本市を取り巻く環境問題は、ごみや騒音といった身近なものから、気候変動や生物多様性の危機といった地球規模のものまで多岐にわたる。環境問題の解決には、市民、事業者、行政等あらゆる主体が環境への意識を持ち、環境に配慮した具体的な行動に主体的に取り組み、行政はその取組が継続・拡大するよう支援していくことが求められている。また、協働の取組の拡大は、基本目標1から4に掲げる施策の方針の着実な展開を支える基盤であるとともに、本計画全体の推進力となる。

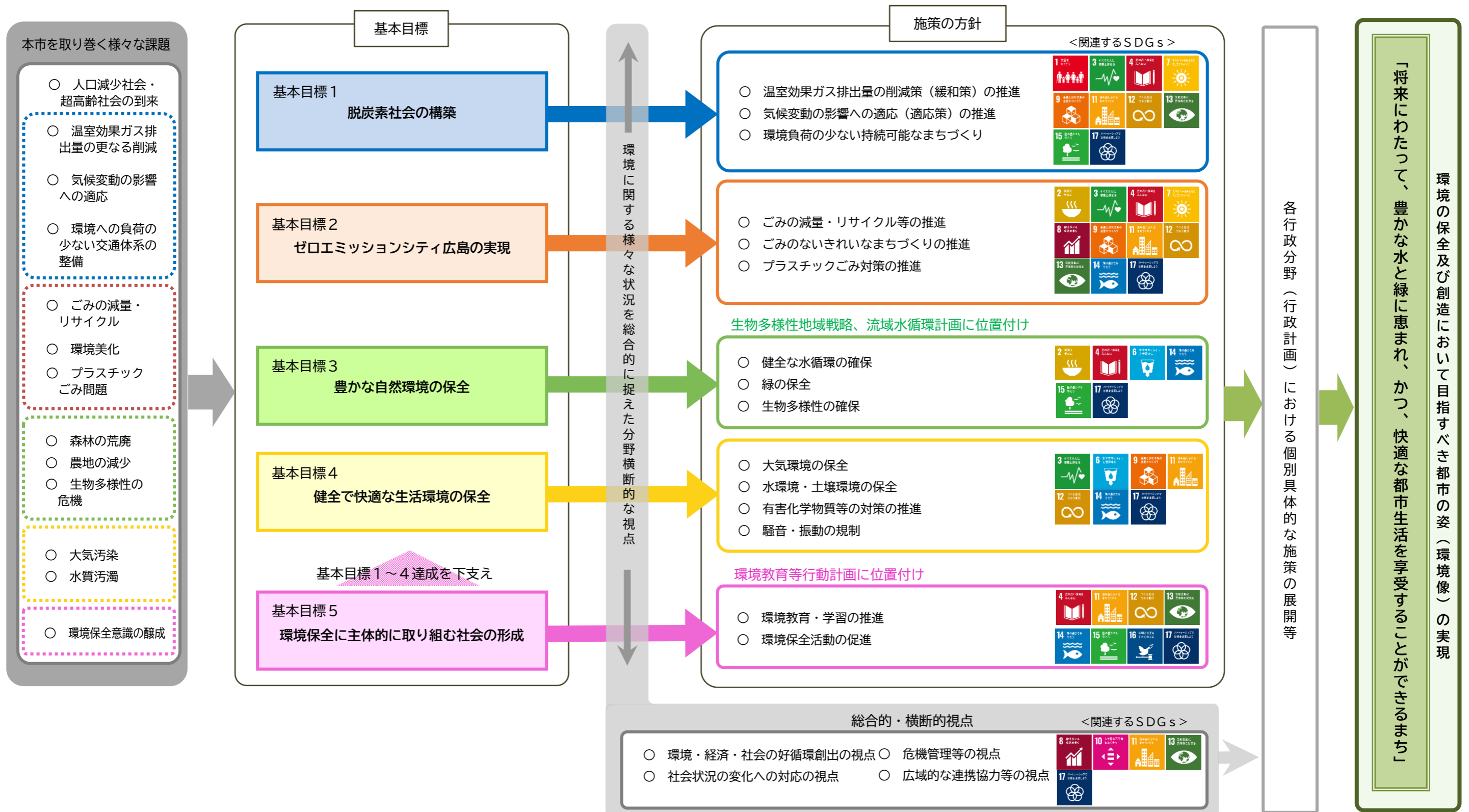
このため、環境教育・学習の推進や環境保全活動の促進を通じて、環境保全に主体的に取り組む社会の形成を図り、基本目標1から4の目標達成を下支えすることで、環境像の実現へとつなげる。

1 環境教育・学習の推進

- (1) 学校や家庭における環境教育・学習の推進
- (2) 職場や地域における環境教育・学習の推進
- (3) 自然との触れ合い施設の活用
- (4) 自然と触れ合える森林の整備

2 環境保全活動の促進

- (1) 連携・協働による環境保全活動の促進
- (2) 環境保全活動への支援
- (3) 環境保全の普及啓発



第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

市民、事業者、行政等の各主体が、それぞれの役割を意識し、互いに連携協力しながら、協働して本計画を推進する。また、「広島市環境審議会」において、専門的な見地からの意見を聴取することで、本計画の的確な実施を図る。

2 計画の進行管理

PDCAサイクルにより進行管理を行い、進捗状況について、毎年度、広島市環境審議会に報告・公表する。また、基本条例に基づく年次報告書を作成し、ホームページ等で公表する。